

西東京市住基ネット国賠訴訟 控訴理由書ダイジェスト版 地裁判決、ここがマチガイ！

西東京住基ネット国賠訴訟の控訴理由書をもとに、地裁判決の問題点を指摘する。(H)

1●国賠法1条1項の「違法」について

▽主権者たる国民に対する公権力の一方的な行使が是認されるためには、その目的、効果、侵害利益の内容や程度が慎重に検討されなければならない。この検討抜きに違法・適法を判断すべき。しかし地裁判決はそうした論証を行っていない！

▽インターネット社会における個人情報の取り扱いは、本人の同意ないし本人保護が原則的な考え方。これは民間・行政問わず当てはまる。しかし、現行の住基ネットシステムは、この原則を採用していない。本人同意が欠落しており、本人保護として極めて不十分。

▽西東京市長は、プライバシー保護について通常つくすべき注意義務をつくすことなく、漫然と住基ネットに参加したので「違法」をなしたと考えるべき。

2●プライバシー権侵害について

住民票コードは4情報よりも秘匿性が低い、という

地裁判決の判断は誤り

▼地裁判決——本人確認情報がプライバシー権の保護の対象に含まれることは認めた。

▽しかし保護されるべき対象の中で、4情報(氏名・生年月日・性別・住所)と思想・信条・宗教などを分けて、後者は前者に比べて秘匿性は低いと判断。思想・心情・宗教を金庫にしまっている「財産」にたとえると、4情報は「鍵」にあたる。「財産は大事だが、鍵は重要ではない」ということがありえるだろうか？

▼地裁判決——住民票コードが知られても、ただちにほかの個人情報が取得できるわけではない

▽現実に起こりうる事態を無視した空論。そもそも住

民票コードは、4情報による本人確認ではコンピュータネットワークを通じての個人情報処理に不便だとしてつくられた制度。理論上、「人違い」は起こり得ない。個人識別制度としては最高のものであり、いったん特定人物のコード番号を入手すれば、その後のあらゆるデータは同じコード番号で処理されているとみなせる。4情報よりもはるかに確実な「鍵」。

▼地裁判決——他人の住民票コードを入手することは簡単でない。

▽同一世帯内では容易に知り得る(西東京市では世帯単位で通知)ので、虐待やDV、ストーカー行為など家族内で起こる事件ではどうなる。さらに自治体職員が不正を行う可能性と、それが発覚しない可能性の高さを考慮すべき。

3●プライバシー侵害の内容や程度について

危険がないことを立証すべきは、被告西東京市

▼地裁判決——本人確認情報が不正に利用される具体的現実的な危険は認められない。原告の主張は推測にすぎない。

▽論じ方を誤っている。住基ネットを自治事務として管理運用している西東京市は、住民を保護すべき立場として、住基ネットに不安や不信を抱いている住民に対して積極的に「安全性」を主張立証し、行政の説明責任を果たすべき。裁判においても、国の指定代理人にすべて代弁させ、「自治体」としての説明責任を果たしていない。住民側が十分に主張立証していないというのは、本末転倒。

▼地裁判決——不正に外部に漏洩されたという事実を認める証拠はない

▽住民の本人確認情報が不正に漏洩されたかどうかは、本人が直接知りうるものではなく、だからこそ問題。本人確認情報の利用は、本人の承諾なく行われ、事

後にも通知されない。請求により開示される情報によっても、実際に西東京市以外の機関でどのように利用されたかどうかまでは確認できないシステムになっている。西東京市自身もいったん外部に送信した情報がどのように利用されたかを確認する手段はない。住民に主張立証しろというのは、不可能を強いるもの。むしろ西東京市が、本人確認情報の管理利用の第一次責任主体として、具体的に主張立証を行うべき。しかし、一番で西東京市は、「不正に外部に漏洩されていない」という主張立証をまったく行っていない。

▼**地裁判決**——不正アクセスは技術的に可能で、ウイルス感染による漏洩の可能性もあることも認定。しかし、だからといって「上記の住基法における本人確認情報の保護の規定や行政機関個人情報保護法の規定が…何ら抑止効果を持たず実効性がないということではできない」

▽「何ら抑止効果を持たず実効性がない」などという主張はしていない。条文で規定さえすれば安全なのか、条文の規定だけでは不十分であると主張してきた。

4●住基ネット導入の正当性、合理性について

被告は住基ネットの正当性も合理性も論証していない

▼**地裁判決**——「国及び地方公共団体の行政の効率化、合理化を図るとともに、行政手続きにおける住民の負担軽減、住民サービスの高度化などにより住民の利便を増進するため…併せて住民の本人確認情報等を保護するための十分な措置を講じるというものであるところ、国及び地方公共団体の行政の効率化、合理化を図り、住民の利便を増進するといった目的それ自体正当なものとして是認できるというべきである」

▽総務省の言い分をそのまま書き写しただけのもので、その合理性については何の検討も加えられていない。総務省が何か目的を主張さえすれば、その合理性を認める、というのでは何の意味もない。

▽「国及び地方公共団体」という言い方は、国・都道

府県・市町村を一体の利害関係にあるかのように位置づけている。しかし、それぞれ別の法人格をもち財政的にも独立し、それぞれが異なる行政事務を処理している。国と地方自治体の利害を一体としてとらえる判断は、基本的に誤り。

▽住基ネットは市町村の自治事務。国や都道府県にとつてではなく、市町村にとって有意義であるかどうか。地裁判決は、住民票の写しの交付や年金受給の本人確認等、効率化のメリットとされる点だけをあげているが、費用や作業負担などのマイナス要因を検討した上で結論を出すべき。

▽西東京市職員の菅野証人の証言でも、効率化についての調査はしていない。「数値では表せない効果があった」などとしか証言していない。西東京市は住基ネットによる行政の効率化・合理化について、そもそも説明も論証もしていない。

▼**地裁判決**——住民票の写しを市外でとれる、パスポートをとるときに住民票の写しがいらなくなる、付記転出入で転出証明書がいらなくなるなど、住民にとって利便性が増進する

▽住民票の広域交付というサービスが、住民の日常生活にとってどれほど必要か。前出の菅野証人も、付記転出入は「非常に少ないままであるというふうには認識しております」と証言。パスポートにいたっては、行政事務が効率化されるのは主に都道府県側であって、市町村ではない。権限委譲により市町村の事務として処理できるようになれば、都道府県にとってはほとんど利用価値はなくなる。

▼**地裁判決**——住基カードの空き領域に必要な情報を入手することで、市町村が定めた独自のサービスが利用できるようになる

▽そのためにどれだけの費用がかかるのか。また西東京市においては、実際に利用価値のある独自のサービスは実施されていない。西東京市は、期待できることの主張立証をしていない。

5●費用対効果について

費用対効果とプライバシー保護の程度は密接な関係がある

▼**地裁判決**——「住基ネットの費用対効果という問題は、プライバシー権の侵害が公共の福祉の見地から許容されるか否かという問題に直ちに結びつくものではない」

▽このような認識は、コンピューターネットワーク上のプライバシー保護の手段としてのセキュリティにかんする基本的理解を欠いている。セキュリティを高めるためにはそれだけのコストが必要だが、そこにどれだけの費用と人材をかけられるのが問題。コストをかければそれだけセキュリティは高まるが、現実の自治体はそれだけにコストをかけられるわけではない。住基ネットの費用対効果とプライバシー保護の程度は密接に関連している。また、財政基盤の弱い自治体では、相対的にセキュリティのレベルを下げざるをえない。全国の市町村が同レベルの高度なセキュリティを維持することは不可能。

▼**地裁判決**——「行政事務の効率化、合理化や住民の利便性の増進を図り得るものである以上、**仮に住基ネットが費用対効果の点に照らして相当性を欠くとしても**、直ちにその目的の正当性や目的達成のための手段としての合理性がないと認めることはできない」

▽驚きの一文！住基ネットの導入で行政事務の効率化を実現した自治体は1つもない。裁判の中で、に被告がそれを証明したという事実もない。「図り得る」ことの証明さえない。判決の判断は、何の証拠もない推論にすぎない。

▽したがって、「図り得るものである以上」以下の文章

は意味を持たない。逆に、効率化も利便性増進喪証明されていないのに、「住基ネットが費用対効果の点に照らして相当性を欠く」のだとしたら、住基ネットが正当性や合理性をもたないのは明か！

▽実際に制度として運用して、何ら効率化合理化に寄与せず、住民の利便性向上にも役立っていないことが明らかになっているにもかかわらず、このような無意味なシステムに多額の予算と人員を割くべきで、国に制度改正も求めるべきでない、というのは地方自治法で定める国と地方公共団体の対等性にも反する。

▽地方財政法は「国は、地方財政の自主的且つ健全な運営を助長することに努め、いやくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」と定めている。住基ネットはまさに自治体の自律性をそこない、負担を転嫁する施策にほかならない。

▼**地裁判決**——「西東京市長は改正法に基づき住基ネットを稼働させるにあたっては、最小の経費で最大の効果をあげるべき義務を負っている」「本件各証拠に照らし、西東京市長が、住基ネットを稼働させるにあたり、漫然と不必要な経費を支出させたと認めることはできない」

▽立証されるべきは「最小の経費で最大の効果」をあげるという原則が実行されているかどうか。しかも「本件各証拠」が何を指しているのかまったく不明。単に結論を押しつけているだけで、証拠に基づいた事実認定とはいえない。

よてい表

●国賠訴訟 控訴審 第2回口頭弁論

5月20日(火) 11時30分～

東京高裁 824号法廷

※証人申請の採否が明らかになります

活動日誌

<2007年>

- 9/29 ◆原告団全体相談会
- 10/22 ◆国賠訴訟 判決言い渡し
- 10/27 ◆控訴検討会
- 11/5 ◆国賠訴訟控訴

<2008年>

- 3/14 ◆反住基ネット連絡会連続講座に参加
- 3/15 ◆弁護団との学習会
- 3/25 ◆国賠訴訟控訴審第1回口頭弁論
- 4/23 ◆住基ネット廃止法案の提出を求める院内集會に参加

